

(変更)

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	26	担当課	建築住宅課
法令名	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	根拠条項	34 条	不利益処分の種類	認定の取消し		
(認定建築主に対する改善命令) 第三十三条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し) 第三十四条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第一項の認定を取り消すことができる。							